

## 柏崎市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「財団」という。）が主体となり実施する骨髄バンク事業（以下「骨髄バンク事業」という。）において、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者（以下「ドナー」という。）となった者及びドナーが勤務する事業所等に助成金を交付することにより、ドナーの負担を軽減し、もってドナー登録の増加及び骨髄等の移植の推進に寄与するため、予算の範囲内で交付する助成金の交付に関し、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年柏崎市規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる人及び団体（以下「助成対象者」という。）は、市の区域内に住所を有する者であって、次に掲げるものとする。

- (1) 骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、財団からこれを証明する書類の交付を受けた者
- (2) 前号に規定する者が勤務する事業所等（国、地方公共団体及び独立行政法人並びにドナー特別休暇制度がない事業所等を除く。）

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、骨髄等の提供のための通院又は入院の日数（以下「通院等の日数」という。）に、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

(1) ドナー

- ア ドナー特別休暇制度がある事業所等に勤務するドナー 1万円
- イ ドナー特別休暇制度がない事業所等に勤務するドナー 2万円

(2) ドナーが勤務する事業所等 1万円

2 前項の通院等の日数は、次に掲げる日数を合計したものとし、その上限は、7日とする。

この場合において、当該通院等の日数には、骨髄等の採取によって生じ、又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院又は入院の日数は、含まないものとする。

- (1) 骨髄等の採取前の健康診断のための通院日数
- (2) 自己血採血のための通院日数
- (3) 骨髄等の採取のための入院日数
- (4) その他骨髄等の提供に関し、財団が必要と認める通院又は入院（第1号に規定する通院をする日の翌日から前号に規定する入院をする日の前日までにするものに限る。）の日数  
(交付申請等)

第4条 助成金の交付を受けようとするドナーは、骨髄等の提供が完了した日から起算して90日以内に、柏崎市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（ドナー用）（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 財団が発行する通院等の日数及び骨髄等の提供の完了を証する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする事業所等は、当該事業所等に勤務するドナーが骨髄等の提供を完了した日から起算して90日以内に、柏崎市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（事業所等用）（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) ドナーに係る財団が発行する通院等の日数及び骨髄等の提供の完了を証する書類の写し
- (2) ドナーとの雇用関係を確認できる書類
- (3) ドナーが骨髄等の提供のためにドナー特別休暇を取得した日数を確認できる書類
- (4) ドナー特別休暇制度があることを確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前2項の申請書の提出があったときは、これを審査し、助成対象者に対し、助成金の交付の可否を柏崎市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付決定兼確定（却下）通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

（失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和7年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

